

令和5年度 菊川市市民協働センター運營業務委託 募集要項

菊川市は、菊川市協働の指針に基づく市民協働の推進と、市民活動のさらなる活性化を目指して設置する市民協働センターの運營業務について、次のとおり受託者を募集する。

■委託業務の基準等

受託者は、市民協働センターの運營業務を効果的・効率的に実施すること。また、本業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報は、菊川市個人情報保護条例（平成17年菊川市条例第16号）に基づき、適切に取り扱うこととし、その他本業務に係る法令等を順守すること。

本業務の詳細については、別紙菊川市市民協働センター運營業務委託仕様書を参照すること。

■応募資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- ・非営利法人かつ主たる事務所の所在地が、静岡県中東遠地域（菊川市、磐田市、御前崎市、掛川市、袋井市、森町）の団体であること。
- ・今回の委託業務の実施が、法人の定款において可能であること。
- ・宣誓書に記載する欠格事項に該当しないこと。

■委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

■応募受付期間

令和5年1月13日（金）～令和5年2月6日（月）午後5時まで

■応募方法

次の書類を応募受付期間内に、菊川市役所 総務部 地域支援課（市役所庁舎東館2階）へ7部（正本1部、写し6部）持参すること。なお、郵送・FAX・メールによる応募は不可とし、提出された応募書類は返却しない。

- ・様式第1号（業務受託申請書）
- ・様式第2号（業務実施計画書）
- ・様式第3号（委託業務収支計画書）
- ・様式第4号（実施体制調書）
- ・宣誓書
- ・法人の定款等これに類する書類
- ・法人の登記事項証明書
- ・財務諸表の写し（申請日から直近の決算時点より2年間分の活動計算書、貸借対照表又はこれらに類する書類）
- ・法人の役員名簿

※書類の差し替えは、応募受付締切日までに行うこと。

■質問締切

令和5年1月20日（金）午後5時まで

※本業務に関する質問は、質問票によりFAXまたはメールで提出すること。
質問の回答は、令和5年1月27日（金）午後5時までにFAXまたはメールで行うとともに、市ホームページに掲載する。

■選考方法

- ・選定委員会の審査により、受託候補団体を選定する。
- ・審査は、応募者から提出された書類及びお応募者のプレゼンテーション等の内容により行う。
- ・審査会の日時、内容等詳細については、応募後に連絡する。

■受託者候補者の決定及び契約

選定委員会の審査結果に基づき受託候補者を決定する。審査結果については応募者に文書で通知する。

受託候補者の決定後、市は受託候補者と委託契約に向けて必要な協議を行い、令和5年3月末日までに委託契約を締結する。

■委託費

51,639千円以内を予定（税込み）

（令和5年4月1日から令和8年3月31日までにかかる総額）

（人件費、事業費等仕様書に定める範囲）

※参考（各年度の内訳）

令和5年度 17,213千円、令和6年度 17,213千円、令和7年度 17,213千円

■センター開館時間

午前9時から午後6時まで

※庁舎東館多目的エリアの運用については、センター開館日の午前9時から午後9時までは受託者で対応するものとする。

■センター休館日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

■センター所在地

菊川市堀之内 61 番地

■留意事項

応募に当たって必要となる費用は、全て応募者が負担するものとする。

■応募・問合せ先

菊川市役所総務部地域支援課市民協働係

〒439-8650 菊川市堀之内 61 番地

TEL : 0537-35-0925 FAX : 0537-35-0977

E-Mail chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp